

出生届

事前に当館まで下記の必要書類を郵送してください。

書類を確認が出来次第、当館からメール又は電話でお知らせ致します。

出生証明書申請必要書類

1. 子どもの書類

- (1) 出生届記載事項証明書（日本外務省領事局証明班の認証を受けてから3ヶ月以内のもの）
- (2) 出生届記載事項証明書のタイ語翻訳（[翻訳例文](#)）
- (3) 写真1枚（父母子3人が一緒に写っておりはっきりと顔が確認できるもの）
- (4) 過去に当総領事館で出生届を提出したことがある場合、そのタイの出生証明書のコピー

2. 父・母の書類

タイ人の場合

- (1) 申請書（翻訳及び外務省の認証）※タイ語（[ダウンロード](#)）
- (2) 出生届書 ※タイ語（[ダウンロード](#)）
- (3) 出生届登録依頼書 ※タイ語（[ダウンロード](#)）
- (4) パスポートのコピー
- (5) 氏名変更前のパスポートのコピー（変更があった場合）
- (5) 国民身分証明書のコピー
- (6) 住居登録書のコピー
- (7) 氏名変更証明書のコピー（変更があった場合）
- (8) 婚姻証明書のコピー又は家族状態登録簿（KhorRor.22）のコピー
- (9) 過去に離婚したことがある場合、離婚証明書のコピー又は家族状態登録簿（KhorRor.22）のコピー
- (10) 日本国在留カードのコピー

日本人・外国人の場合

- (1) 申請書 ([ダウンロード](#))
- (2) パスポートのコピー (又は運転免許証 ※日本人のみ)
- (3) 戸籍謄本 (外務省領事局証明班の認証を受けてから 3 ヶ月以内のもの)
※日本人のみ
- (4) 在留カードのコピー ※日本人以外

手数料

出生届：なし

外務省の認証に対する認証の手数料：3,000 円

タイ語訳文に対する認証の手数料：3,000 円

備考

- ・ 当総領事館は審査に際して追加の書類の提出を求める場合があります。
- ・ 書類コピーの場合、パスポートと同一の署名をしてください。
- ・ 来館の際は必ず書類の原本を持参してください。

お問い合わせ先

〒541-0056 大阪府中央区久太郎町 1-9-16

バンコック銀行ビル 4 階

タイ王国大阪総領事館 (領事部担当)

TEL:06-6262-9226,9227 (電話対応時間：午後 3 時 30 分～5 時 30 分)

FAX:06-6262-9228